

# 業務提携覚書

斉藤 龍一（以下「甲」という）と、北海道ドローン研究会（以下「乙」という）は、次のとおり業務提携契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（目的）

甲は乙と次の土地（以下「キャンプ地」という）の開発及び運用について業務提携する。

- （1）札幌市南区真駒内282-1
- （2）札幌市南区真駒内281-1
- （3）札幌市南区真駒内282-4

## 第2条（業務）

前条における乙の受託業務範囲は次のとおりである。

- （1）土地の開発及び管理
- （2）土地の運用や利用者（以下、「利用者」という）の管理

## 第3条（開発の範囲）

土地の開発等に於ける範囲は法的に許可又は承認された範囲とし、且つ、甲の承認した範囲とする。

## 第4条（利用料）

利用者については原則として北海道ドローン研究会の会員（以下「会員」という）とし通常の利用に於いては無料とする。但し、会員の同伴者等や一般の利用者は、下記のとおりとする。

- （1）会員の同伴者 — 200円／1日
- （2）一般の利用者 — 500円／1日
- （3）商用利用 — 5,000円／1日（規模により要相談）

## 第5条（管理手数料）

甲は、乙に対して第3条で定めた利用料の50%の管理手数料を支払うものとする。

## 第6条（利用料の支払）

本契約にかかる利用料の代金は、乙が利用者から回収し、第4条で定めた管理手数料を差し引いた額を、甲指定の口座等に振込む。また、本契約にかかる利用料は、利用が完了した月末を基準として支払い、振込手数料は乙が負担する。

※但し、利用料及び管理手数料は原則的に電子マネー「PayPay」等を利用し簡素化と入出金手数料を節約する。

## 第7条（報告通知義務）

乙は、甲の求めがあるときは、業務提携に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、一方当事者より別段の書面による意思表示がなされない場合で、かつ、甲乙間で取引が継続している場合は、新たな期間を1年間として自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（業務提携の監理）

本業務提携の監理の為に甲又は甲の指定する者を乙の会員とし、キャンプ部副会長の職を務める事とする。

第10条（利用基準）

土地の利用については別途「キャンプ場使用規則」を定める。

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審管轄裁判所とする

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成3年2月1日

甲：

北海道札幌市中央区南22条西11丁目1番31号

齊藤 龍一

乙：

北海道札幌市西区西野4条10丁目12番12号

北海道ドローン研究会 会長 高橋福重

